



インターネットによる選挙運動・政治活動について

質 問

インターネットを利用した政治活動・選挙運動は、どのような規制を受けることになるのでしょうか。

回 答

まず、インターネットの利用が、公職選挙法において、どのような位置づけにあるかについて説明します。

インターネットのホームページ等コンピュータ上に保存されているデータがパソコンディスプレイに表示されると、その文字等は、公職選挙法に規定する「文書図画」に該当します。従って、インターネットのホームページは、公職選挙法では、文書図画として規制の対象となります。

そして、不特定又は多数の人の利用を期待してインターネットのホームページを開設することは、文書図画を置き、自由に持ち帰ってもらうことを期待するような場合と同様、「頒布」にあたりと解され、また、パソコンのディスプレイに表示された文字等を一定の場所に掲げ、人に見えるようにする場合には、「掲示」にあたりと解されています。

この文書図画の利用にあたっては、選挙運動に関し、公職選挙法で認められた手段以外は一切使用できないとして包括的に規制されていますが、純粋な政治活動については、掲示する場合を除き、基本的に規制されておらず、自由に行うことができます。

次に、選挙運動と政治活動について説明します。政治活動とは、「政治上の主義施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の行為の中から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」をいいます。一方、選挙運動は、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直

接又は間接に必要かつ有利な行為」と定義づけられています。

インターネットを利用する場合も、それが政治活動にあたるのか、選挙運動にあたるのかは、従来から使用してきたポスター、ビラなどと同様、上記の考え方に応じて個別具体的に判断されることとなります。

以上の内容を踏まえ、設問について回答していきます。

1. インターネットのホームページによる政治活動

選挙運動にわたらない純粋な政治活動としてのインターネットのホームページの利用は、選挙運動期間ではない通常時の場合であれば、当該ホームページが表示されたディスプレイ等を掲示しない限り、原則として自由に行うことができます。ただし、選挙運動期間中は、公職の候補者や第三者が、選挙運動の禁止を免れる目的で候補者の氏名等を表示しているホームページを開設、更新することや、政党その他の政治団体が、特定候補者の氏名または氏名類推事項が記載されているホームページを開設、更新することはできませんし、氏名又は氏名類推事項を記載したホームページを表示し、人に見えるように掲示することもできません。

2. インターネットのホームページによる選挙運動

何人も、選挙運動期間ではない通常時においてホームページ上で選挙運動を行うことは、そもそも事前運動として行うことはできません。また、選挙運動期間中においても、ホームページ上で投票を呼び掛けたり、ブログで個人演説会の日時の告知を行うことは、立候補者、第三者が行うを問わず、公職選挙法で認められたもの以外の文書図画の頒布に該当しますので、行うことができません。

3. ホームページ以外を利用する選挙運動

上記のように、ホームページを利用する以外にも、インターネットに関連した選挙運動が考えられます。

例えば、選挙運動期間中、選挙運動用ポスターや新聞広告、ビラ等に候補者のホームページのURLやQRコードを記載することは禁止されませんし、政治活動用の場合であっても、そのURLに氏名類推事項としてローマ字の候補者名が含まれていない限り、直ちに禁止されるものではありません。

また、選挙運動期間中に、電子メールによる投票依頼を行うことは、法定外の文書図画の頒布にあたりますので、することはできません。

その他にも、選挙運動期間中に行う演説会（選挙運動性のあるもの）の様子を、インターネットを通じて中継したり、録画した映像を流すことも、法定外の文書図画の頒布にあたり、行うことができません。

以上のように、現行の公職選挙法では、インターネットを利用した政治活動や選挙運動については、従来から利用されているビラやポスター等と同様、様々な規制を受けます。しかし、2008年の米大統領選挙でのインターネットを利用した選挙戦術に関心が集まったことや、インターネットの利用者の拡大などにより、インターネットを利用した政治活動、選挙運動について解禁を求める声が高まっています。

また、現実には、選挙運動期間中であっても、「通常の政治活動の一環」としてホームページが更新されたり、立候補者が選挙運動期間中にインターネットの簡易投稿サイト「ツイッター」で投票を呼び掛けた事例などが新聞等で報道されたりするなど、なし崩し的な「解禁状態」となっていると考えられる事例も見受けられます。

こうしたなか、昨年5月には、間近に控える参議院議員選挙からのインターネットを利用した選挙運動の解禁について、いったん与野党での合意がなされました。この時の合意では、政党・候補者の選挙運動期間中のホームページやブログの更新は認められましたが、電子メールの送信は、第三者による候補者へのなりすましなどの不正行為を防ぐ仕組みが

確立されていないとして、対象外とされました。結果として、その後の政局の混乱の影響を受け、公職選挙法の改正法案は国会会期中に成立せず、ネット選挙の解禁は現在に至るまで実現していませんが、引き続きネット解禁を目指す動きがあり、今後もインターネットと選挙運動をめぐる公職選挙法改正の動きについて注意することが必要です。

（大阪府総務部市町村課選挙グループ）